

(参考)

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

（指定の取消し等）

第 21 条の 5 の二十四 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第 21 条の 5 の三第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 ～ 八 (略)

九 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第 21 条の 5 の三第 1 項の指定を受けたとき。

十 ～ 十三 (略)